

第2次安曇野市自転車活用推進計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(委員会の設置)

第1条 第2次安曇野市自転車活用推進計画策定支援業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、第2次安曇野市自転車活用推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる者で構成し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は商工観光スポーツ部長、副委員長は商工観光スポーツ部スポーツ推進課長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。
この方法で順位が決しないときは、委員長が決するところとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和8年6月11日から施行する。

(失効)

2 この要領は、業務委託契約を締結した日に、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

役職名	職名・所属
委員長	商工観光スポーツ部長
副委員長	商工観光スポーツ部スポーツ推進課長
委員	商工観光スポーツ部観光課長が指名する者
委員	政策部政策経営課長が指名する者
委員	都市建設部建設整備課長が指名する者
委員	安曇野市自転車活用推進協議会 会長

別表2（第6条関係）

第2次安曇野市自転車活用推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査基準

項目		評価基準	配点
企画提案全体	理解度	現行計画の内容や、本市の現状、課題を十分に理解しているか 求められる内容を適切に理解しているか	20
	実現性	次期基本計画策定の方向性は具体的で有効か	20
	専門性	高度な知見や専門性の高い提案がされているか	20
	独自性・意欲	業務を充実させる有益な独自の提案、意欲があるか	20
策定支援体制	体制	業務スケジュール手順と組織体制は的確か。	20
計			100